

【参考資料】

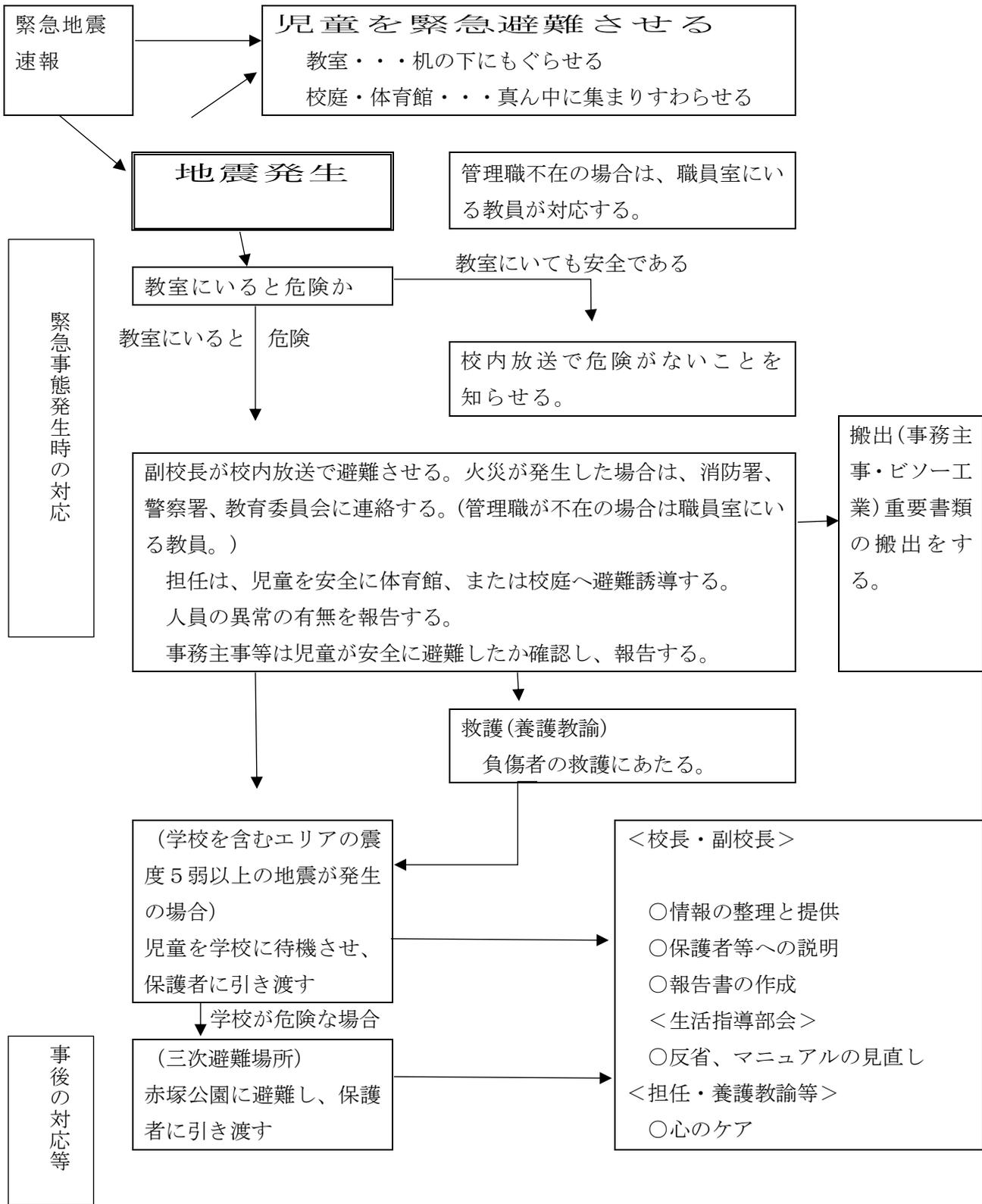
## 板橋区立高島第三小学校

# 危機管理マニュアル

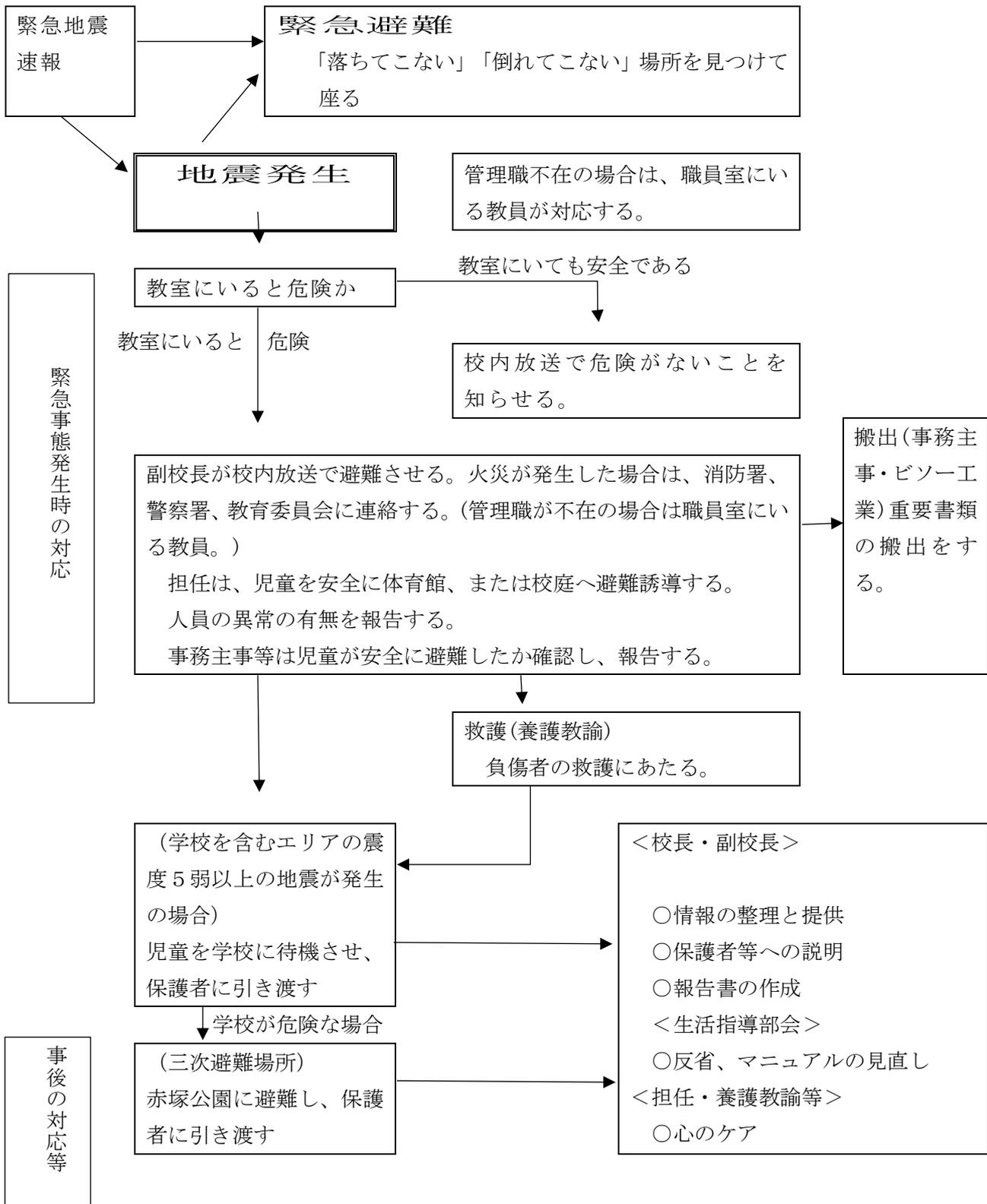
## 【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、高島第三小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものとなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

(1) 震災時の対応(授業時)



(2) 震災時の対応(授業以外時)



# 地震発生

児童を緊急避難させる  
「落ちてこない」「倒れてこない」場所を見つけて座る。

今いる場所はどこか

自宅に帰る。

学校に来る。体育館に集合する。  
専科は、校庭で、児童を体育館に誘導する。  
担任、校長は、体育館で児童の登校を確認する。  
副校長・専科は、職員室で情報を収集、整理する。

搬出(事務主事・光管財)重要書類の搬出をする。

救護(養護教諭)  
負傷者の救護にあたる。

(学校を含むエリアの震度5弱以上の地震が発生の場合)  
児童を学校に待機させ、保護者に引き渡す

- <校長・副校長>
  - 情報の整理と提供
  - 保護者等への説明
  - 報告書の作成
- <生活指導部会>
  - 反省、マニュアルの見直し
- <担任・養護教諭等>
  - 心のケア

(三次避難場所)  
赤塚公園に避難し、保護者に引き渡す

緊急事態発生時の対応

事後の対応等

(6) 東海地震の対応

